

保育従事職員宿舍借り上げ支援事業について

1. 目的

国の「待機児童解消加速化プラン」に掲げる平成29年度末の待機児童解消に向けて、全国の区市町村が保育所等の整備を進めるなか、保育従事職員用の宿舍の借り上げを行う事業者に対して、その経費の一部を補助することにより、区内保育事業者の保育人材の確保、定着及び離職防止を図る。

2. 事業概要

(1) 対象施設

認可保育所及び認定こども園（私立及び公設民営園）・地域型保育事業・認証保育所

(2) 対象職員

対象施設に勤務する常勤保育士又は常勤保育従事者（採用されてから5年以内の者）

(3) 対象経費

賃借料、共益費（管理費）、礼金、更新料等

(4) 対象期間

次の条件をすべて満たす期間とする。

事業者が宿舍を借り上げていること

事業者が当該職員を採用していること

当該職員が入居していること

当該職員と事業者との入居契約等が結ばれていること

(5) 補助額

補助基準額は、1戸あたり月額82,000円を上限とし、その7/8を補助額とする。

3. スケジュール

平成27年 11月

事業開始